



埼玉県報

第98号
令和2年(2020年)
4月17日
金曜日

目次

告示

- 彩の国だより印刷業務に関する入札公告（入札課）
- 令和2年1月から3月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告（広聴広報課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 保健師助産師看護師法第27条第1項に規定する指定試験機関の指定（保健医療政策課）
- 田甲土地改良区の役員就任届（東松山農林振興センター）
- 神扇土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 建設業第29条の2第1項の規定に基づく取消処分（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 草加都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 所沢都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 加須都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 特定計量器定期検査（集合検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（指定定期検査機関の巡回検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（県の巡回検査）（計量検定所）
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（公営企業・財務課）
- 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（公営企業・財務課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

正誤

- 正誤（産業人材育成課）

告 示

埼玉県告示第四百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だより印刷業務 約2,130,000部×9回(8ページ×8回・12ページ×1回)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約日から令和3年3月31日(水)まで

(4) 納入場所

埼玉県が別途指定する場所及び広聴広報課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成30年埼玉県告示第857号)又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年埼玉県告示第277号)に基づき、業種区分「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 篠原 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年7月1日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月30日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年7月1日（水）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和2年7月1日（水）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年6月8日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年5月7日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Printing of the Sai-no-kuni monthly newsletter, about 2,130,000
copies per month

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Wednesday, July 1, 2020

By Registered Mail: 5:00 pm, Tuesday, June 30, 2020

In Person: 10:00 am, Wednesday, July 1, 2020

(3) Contact Information:

General Affairs•Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第四百十号

令和二年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第四百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務委託 約2,130千部×9回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札金額は、各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの配布回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 過去3年間において、県内全域での同日一斉新聞折り込み配布の実績があること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。

(7) 納入された「彩の国だより」を一時保管する場所を確保できること。

(8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

なお、この配布業務については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 五十里 電話048-830-2853（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月30日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

イ 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月30日（火）午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 令和2年7月1日（水）午後3時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。

ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」と

いう。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額 (8 ページ物の単価×8回+12ページ物の単価×1回) ×配布予定部数 (2,130千部) ×1.10×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額 (8 ページ物の単価×8回+12ページ物の単価×1回) ×配布予定部数 (2,130千部) ×1.10×0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に令和2年6月8日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和2年5月7日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求

に基づき、委託料を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)" 2,130,000 copies nine times per year
- (2) Time-limit for tender: 3:00 p.m. 1, July, 2020. (tender submitted by mail 5:00 p.m. 30, June, 2020)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2853

告 示

埼玉県告示第四百十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県上尾市大字堤崎字後谷三百六十二番一の一部）

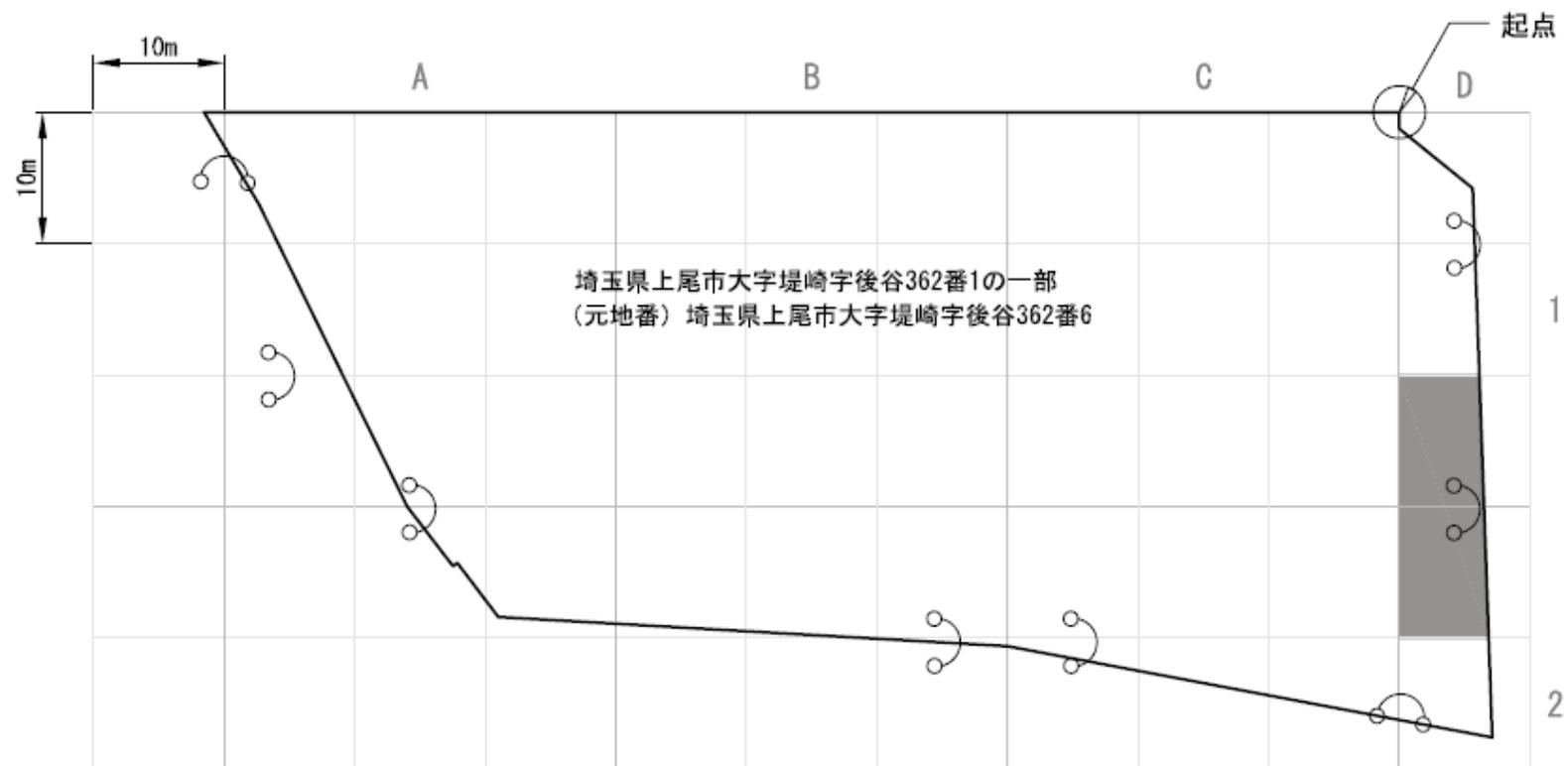
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



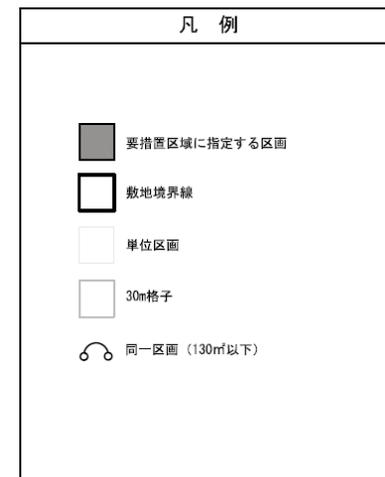
埼玉県上尾市大字堤崎字後谷362番1の一部
 (元地番) 埼玉県上尾市大字堤崎字後谷362番6

1

2

[起点]

起点は、埼玉県上尾市大字堤崎字後谷362番1の一部のうち、
 元地番が埼玉県上尾市大字堤崎字後谷362番6の範囲の最北端とする
 格子の回転角度：60° 43' 21"



告 示

埼玉県告示第四百十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十七条第一項に規定する指定試験機関を指定したので、同法第二十七条の十五第一号の規定により公示する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - 一 一般財団法人日本准看護師推進センター
東京都文京区本駒込二丁目二十八番十六号
- 二 指定試験機関が行う試験事務の範囲
 - イ 試験問題の作成
 - ロ 答案の採点
 - ハ その他試験実施に関する必要な事務
- 三 指定試験機関に試験事務を行わせることとした日

令和二年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、田甲土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	金子 俊一	埼玉県比企郡吉見町大字田甲千三百六十七番地

告示

埼玉県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、神扇土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任			
職名	氏名	住	所
理事	船川 由孝	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地	
同	後上 孝	同	同 千五百五十三番地
同	澁谷 秀夫	同	同 千五百九十七番地
同	後上 正一	同	同 千五百二十六番地
同	後上 敏之	同	同 千五百二番地
同	内藤 健司	同	同 千六百九番地
同	岡田 健一	同	同 平須賀千七百二十五番地三
同	新井 克典	同	同 平須賀一丁目二百三十七番地
監事	後上 勝太郎	同	同 大字神扇千四百八十二番地
同	小沼 一	同	同 平須賀一丁目六十四番地
同	内田 清次	同	同 大字神扇千五百三十一番地
二 退任			
職名	氏名	住	所
理事	船川 由孝	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地	
同	後上 孝	同	同 千五百五十三番地
同	澁谷 秀夫	同	同 千五百九十七番地
同	後上 正一	同	同 千五百二十六番地
同	小林 茂	同	同 千五百十六番地
同	日下部 守	同	同 同 千六百一番地
同	後上 秀也	同	同 平須賀千百七十九番地一
同	新井 晴夫	同	同 平須賀一丁目二百四十四番地一
同	後上 勝太郎	同	同 大字神扇千四百八十二番地
同	小沼 一	同	同 平須賀一丁目六十四番地
同	内田 清次	同	同 大字神扇千五百三十一番地

告示

埼玉県告示第四百十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和二年四月八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社光和産業	埼玉県朝霞市栄町一丁目七番二十四号	細川光朝	埼玉県知事許可（般一―一七）第二〇四三〇号
三浦仮設株式会社	埼玉県富士見市東大久保百十八番地一	三浦三郎	埼玉県知事許可（般一―一八）第三五一四四号
友栄電気通信工事有限公司	埼玉県越谷市大字増森二千四百八十二番地三	坂下敏	埼玉県知事許可（般一―一七）第五五八二六号
有限会社光進電設	埼玉県所沢市大字荒幡三百三十七番地の十五	酒井淳之助	埼玉県知事許可（般一―一七）第六〇〇四五号
株式会社クリーンアップ	埼玉県新座市あたご二丁目一番三十二号	島崎永鎬	埼玉県知事許可（般一―一七）第六八九六三号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

令和二年埼玉県告示第六十三号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

告 示

埼玉県告示第四百十七号

令和元年埼玉県告示第六百四十号で公示した公共測量は、令和二年三月二十日終了した旨測量計画機関である吉川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百十八号

令和元年埼玉県告示第二百四十二号で公示した公共測量は、令和二年三月三十一日終了した旨測量計画機関である三郷インター南部南土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百十九号

測量計画機関である国土交通省国土地理院から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

埼玉県全域

四 作業期間

令和二年六月一日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百二十号

令和二年埼玉県告示第二百号で公示した基本測量は、令和二年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により三郷市から草加都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により所沢市から所沢都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により加須市から加須都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年四月十七日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
鳩山町	令和二年六月九日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	鳩山町役場北側（屋根付き）駐車場
小川町	令和二年六月十日及び同月十一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	小川町役場北側公用車駐車場
滑川町	令和二年六月十二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	滑川町コミュニティセンター駐車場
毛呂山町	令和二年六月十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	毛呂山町役場来客駐車場
嵐山町	令和二年六月十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	嵐山町健康増進センター西側駐車場

入間市	鶴ヶ島市	三芳町	川島町	吉見町	日高市	飯能市				
令和二年七月九日	令和二年七月七日	令和二年七月六日	令和二年七月三日	令和二年七月二日	令和二年七月一日	令和二年六月二十四日から同月二十六日まで	令和二年六月二十三日	令和二年六月二十二日		
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで								
藤沢公民館駐車場	鶴ヶ島市役所来庁者用駐車場	三芳町役場第一駐車場	川島町コミュニティセンター前駐車場	吉見町役場駐車場	日高市役所車庫倉庫棟	飯能市役所駐車場	吾野地区行政センター駐車場	原市場地区行政センター駐車場	名栗地区行政センター駐車場	名栗地区行政センター

告示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和二年四月十七日

埼玉県計量検定所長 石川 和正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに掲げる非自動はかり（分銅及びおもりを含む。以下同じ。）

イ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用している者 電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える機械式はかり

ロ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用していない者であつて、ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかりを使用している者（ひょう量が百五十キログラムを超え、二百五十キログラム以下の電気式はかりを併せて使用する者を除く。） ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかり

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
東秩父村	令和二年五月二十六日から八月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越生町	令和二年五月二十八日から八月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
戸田市	令和二年六月一日から九月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右

東松山市	坂戸市	ときがわ町	入間市	鶴ヶ島市	三芳町
令和二年七月二十七日から十月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年七月二十日から十月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年七月十七日から十月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年七月九日から十月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年七月七日から十月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年七月六日から十月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同右	同右	同右	同右	同右	同右

告示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年四月十七日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の電気式はかり

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
東秩父村	令和二年五月二十六日から八月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越生町	令和二年五月二十八日から八月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
戸田市	令和二年六月一日から九月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
蕨市	令和二年六月四日から九月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
鳩山町	令和二年六月九日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右

小川町	令和二年六月十日から九月十日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
滑川町	令和二年六月十二日から九月十一日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
毛呂山町	令和二年六月十六日から九月十六日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
嵐山町	令和二年六月十七日から九月十七日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
飯能市	令和二年六月二十二日から九月二十三日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
日高市	令和二年七月一日から十月一日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
吉見町	令和二年七月二日から十月二日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
川島町	令和二年七月三日から十月五日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
三芳町	令和二年七月六日から十月六日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右

鶴ヶ島市	令和二年七月七日から十月七日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
入間市	令和二年七月九日から十月九日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
ときがわ町	令和二年七月十七日から十月十六日 まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
坂戸市	令和二年七月二十日から十月二十日 まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
東松山市	令和二年七月二十七日から十月二十七日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右

告示

埼玉県公営企業告示第十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和二年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和二年四月十七日

埼玉県公営企業管理者 高柳 三郎

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に記載された者とする。
 - 二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第六十二条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
- (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格であると認める者
- 三 認定を受けるための要件
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七
月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間
入札公告において定める。

告 示

埼玉県公営企業告示第十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和二年度において埼玉県企業局が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

令和二年四月十七日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

競争入札に参加することができる者は、令和二年埼玉県告示第二百七十七号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）で定める競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

告 示

埼玉県教委告示第十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年四月十七日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和二年四月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ロ 埼玉県文化財保護審議会委員の委嘱について
- ハ その他

正 誤

埼玉県規則第四十一号（令和二年三月三十一日第九十三号）中訂正

ページ 行

三 前から七

誤

所要の調整をして使用すること。

正

所要の調整をして使用することができる。